

## 総合設計制度許可手続きの流れ

流れ	注意事項等	作成・提出図書
①事前相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市総合設計許可基準等を確認し、それらに適合する建築計画を検討してください。</li> <li>・関係課と関係法令等の必要な手続きを確認し、計画に反映をしてください。</li> <li>・計画の早い段階で建築指導課と協議をしてください。</li> <li>・計画が決定したら、提出書類をそろえて相談をしてください。</li> </ul>	作成) チェックリスト  作成) 関係所管協議報告書  提出) 相談カード 提出) 必要書類一式【1部】
	小田原市：相談を受け、許可の方向性を決定します。 事前協議に進む物件については許可日程の最終調整をします。	
②事前協議 【約3ヵ月】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類リストを参照し資料をそろえて提出してください。</li> <li>・関係課と関係法令等の必要な手続きの進捗状況を確認し、関係所管協議報告書を更新してください。</li> </ul>	提出) 必要書類一式【1部】
	※建築審査会を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要書類を担当者よりお伝えします。資料をそろえて提出してください。提出時期については、担当者に確認してください。</li> </ul>	提出) 必要書類一式【15部】 ※必要部数は、増える可能性があります。担当に確認してください。
	小田原市：事前協議書類について、協議の段階に応じて指摘事項をお伝えし、修正を求めます。 許可申請提出の時期は、担当者で調整します。	
③許可申請 【約3ヵ月】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類リストを参照し資料をそろえて提出してください。</li> <li>・関係課と関係法令等の必要な手続きについては、協議等が完了していることが必要です。関係所管協議報告書を更新した上で、通知書等の写しを添付してください。</li> <li>・建築審査会が開催される1ヶ月以上前までに申請してください。</li> </ul>	提出) 必要書類一式 【正副・消防：3部】 ※消防の同意が必要です。 (建築指導課から送付)
	※建築審査会の同意が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・提出書類リストを参照し資料をそろえて提出してください。詳細や提出時期については、担当者に確認してください。</li> </ul>	提出) 必要書類一式【15部】 ※必要部数は、増える可能性があります。担当に確認してください。
	小田原市：審査会で意見があった内容について、報告等を求めることがあります。	
④許可通知	小田原市：必要な関係法令等の協議完了の確認後、許可通知書を交付します。	
⑤確認申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可通知書の写しを添付して建築確認申請先に提出してください。</li> </ul>	
⑥工事完了	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事完了後、完了検査前に現場確認を行います。工事完了前に担当者へ日程調整のための連絡をしてください。</li> <li>・管理責任者報告書を提出してください。</li> </ul>	提出) 管理責任者報告書